

工事着手日選択型契約方式の適用拡大の試行について【土木工事】

本局が発注する工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる着手日選択期間を設定した工事の試行を、令和元年10月1日以降に公告等を行うものから始めています。

この度、一層円滑な施工確保及び施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行を図る観点から、着手日選択期間を「3か月を超えない範囲」から「6か月を超えない範囲」に変更し、一層柔軟な工期の設定を可能にしました。

1 対象工事

土木工事（配管工事を含む。）のうち、設計担当課が工事内容や工期を勘案して工事ごとに決定し、入札公告等にその旨を記載します。

2 制度の概要

「着手日選択期間」とは、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる期間として、実工事期間（実質工期）の前に6ヵ月を超えない範囲で設定した期間のことです。

● 工事着手日選択型契約方式における期間の定義

- (1) 契約上の工期：着手日選択期間と実工事期間を合わせた期間
(契約工期) (契約締結日から、実工事期間の終期（契約工期末）まで)
- (2) 実工事期間：実際に工事を施工するために要する期間【準備期間、純工期、後片付け期間】
(実質工期) (実工事期間の始期から、終期（契約工期末）まで)

3 制度の取扱い

(1) 対象工事の表記について

対象工事は、入札公告や設計図書（特記仕様書等）に「工事着手日選択型契約方式」の表記及び設定内容の記載を行います。

(2) 着手日選択期間の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐の配置について

着手日選択期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び監理技術者補佐（建設業法大26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を置く場合に限る。以下同じ。）（以下、「技術者等」という。）の配置は不要とし技術者等の配置期間は、実工事期間の始期（工事開始日）から引渡しの日までとします。

着手日選択期間における現場管理は発注者の責任において行い、受注者は現場への資材の搬入や仮設物の設置等の行為を行うことはできません。

ただし、着手日選択期間に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、技術者等を配置できる場合は、監督員と協議を行い、承諾を得たうえで、実工事期間の始期（工事開始日）を早めることができます。

なお、実工事期間の始期（工事開始日）を早めることにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担するものとします。

(3) 契約締結後の手続きについて

① 受注者の提出書類

契約締結後 7 日以内に、工程表（着手日選択期間を含めた全体工期（契約工期））及び請負代金内訳書を提出してください。また、その他の工事書類については、実工事期間の始期（工事開始日）以降速やかに提出してください。

② コリンズの登録（受注）

コリンズの受注登録は、実工事期間の始期（工事開始日）から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録機関に登録してください。

登録にあたっては、「契約工期」は全体工期、「実工期」及び「技術者等の従事期間」は実工事期間の始期（工事開始日）から全体工期の終期としてください。

③ 着手日選択期間の利用

受注者は、着手日選択期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られ、技術者等を配置できる場合は、監督員と協議を行い、承諾を得たうえで、実工事期間の始期（工事開始日）を早め、工事に着手することができます。

受注者は、実工事期間の始期（工事開始日）を早めた場合は、施工担当課に別途定める様式により、工事開始日を通知してください。

実工事期間の始期（工事開始日）を早めることにより経費が生じる場合には、受注者がこれを負担してください。

④ 前払金

広島市水道局建設工事請負契約約款第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、実工事期間の始期（③により始期を早めた場合を含む。）以降でなければ発注者に対して前払金の支払を請求することはできません。

⑤ 契約保証金

契約保証金は、着手日選択期間の利用の有無にかかわらず、契約日から工期末までを対象とする保証としてください。

⑥ 受注者の協議

実工事期間の始期（工事開始日）を早めた場合、受注者の請求があれば全体工期の短縮の契約変更を行います。

(4) 工事完成後の手続きについて

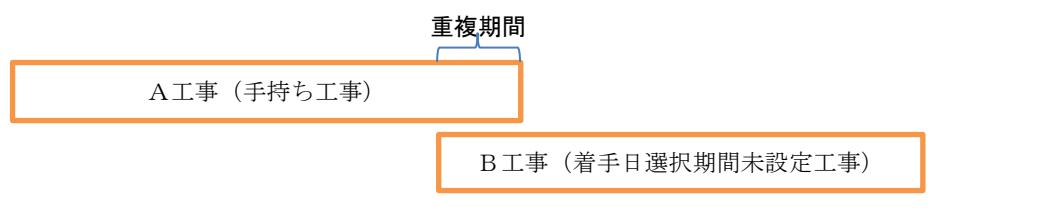
コリンズ登録（竣工）

工事が完成し、検査引渡しが完了した場合、コリンズ竣工登録における「技術者等の従事期間」は、全体工期の短縮の変更契約の有無に係わらず、実工事期間の始期（工事開始日）から引渡し日までとして登録してください。

● 手持ち工事と着手日選択期間を設定した工事の関係

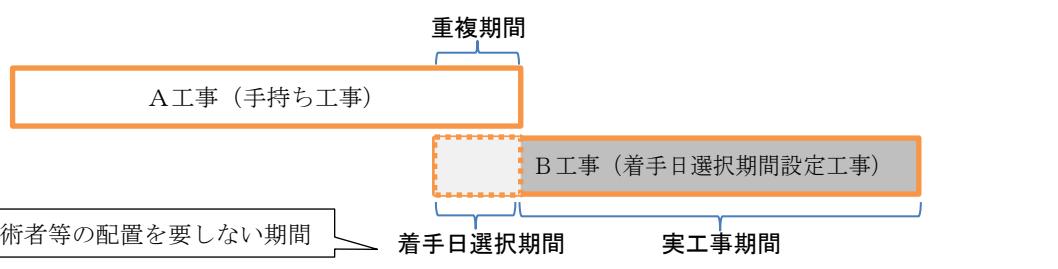
【着手日選択期間を設定しない工事】

A工事（手持ち工事）の受注者は、重複期間があるため、例えば技術者等が1名しかいない時はB工事（着手日選択期間未設定工事）を受注できません。

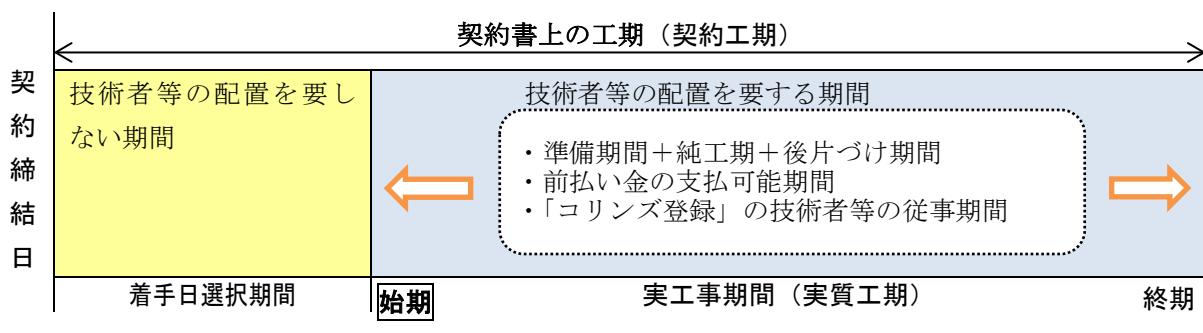


【着手日選択期間を設定した工事】

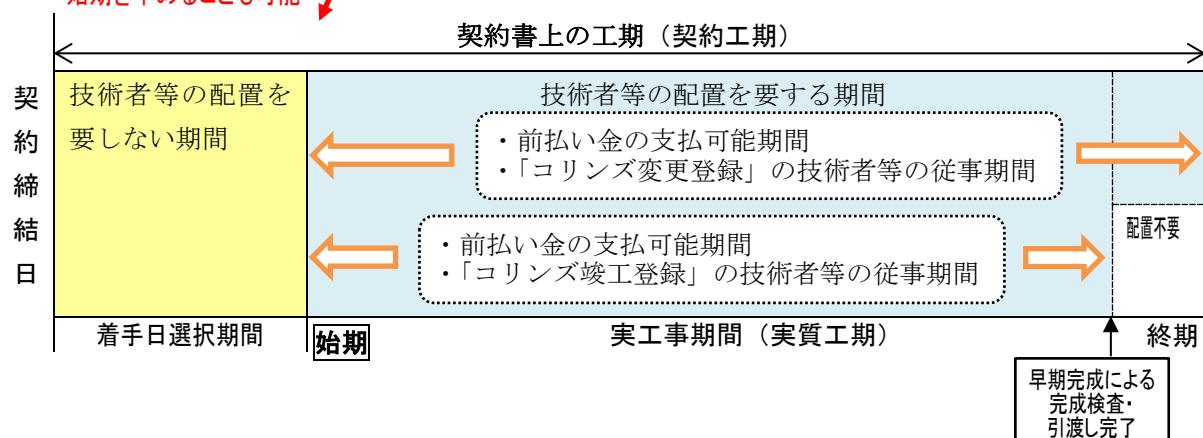
A工事（手持ち工事）の受注者は、重複期間があるが、この期間はB工事の着手日選択期間であり技術者等の設置が不要なため、例えば技術者等が1名しかいない時においても、B工事（着手日選択期間設定工事）を受注できます。



● 着手日選択期間を設定した工事の工期



始期を早めることも可能



—問い合わせ先—

【制度について】

水道局 技術部 技術管理課 施工管理係 TEL (082) 511-6838

【工事への適用について】

各工事担当課（連絡先：入札公告、配布資料等に記載）